

配偶者特別控除、基準150万円に

2018 3/10

「103万円の壁」なお存在

パートで働く主婦がいる世帯の税金を減らす配偶者特別控除について、2018年から減額の基準となる給与収入が103万円から150万円に拡大された。就労調整が和らいで働く時間が長くなると期待されたが、影響は限定的だ。社会保険料の支払い負担が生じるといったほかの壁の存在が邪魔している。

配偶者特別控除は、妻の年収が103万円以下の場合に夫の所得から一律38万円控除できる仕組みだ。妻の年収が一定水準を超えたとた

社会保険料がネックに

控除の適用が150万円になると「知っていた」との回答は73%を占め、変更そのものの認知度は高い。

ところが18年に実際に自分が希望する年収の上限を聞くと150万円と回答した割合はわずか9%にとどまる。税制改正にもかかわらず、103万円との回答が24%と相変わらず大きく上回っている。

配偶者控除は、妻の年収(給与収入)が103万円以下の場合に夫の所得から一律38万円控除できる仕組みだ。妻の年収が一定水準を超えたとた

配偶者控除は、妻の年収(給与収入)が103万円以下の場合に夫の所得から一律38万円控除できる仕組みだ。妻の年収が一定水準を超えたとた

狙いだ。働き方の変化は今のところ鈍い。リクルートジョブズ(東京・中央)によると「これまでより長く働けることを求人の方件に打ち出すような募集は今のところ出ていない」。パート主婦が多い飲食サービス大手は「主婦層の労働時間はこれまでと変わらず、長く働きたいという要望も特に来ない」という。

背景にあるのは税制以外のハードル。まず企業の手当だ。従業員向け配偶者手当の支給基準は税制と釣り合いをとるため妻の年収が103万円以下にしているところが多い。厚生年金や健康保険

などの社会保険を巡っても、従業員が501人以上の企業の場合、年収106万円以上になった従業員は保険料を支払うよう義務付けられている。しゅふJOB総研の調査で回答者からは「社会保険も夫(が勤める企業)の家族手当支給枠もすべて150万円にならない」との意見が出た。

第一生命経済研究所の柵山順子主任エコノミストは「パート主婦の就労調整の問題を解消するには税制の変更だけでは力不足。給与制度や社会保険制度、保育・介護環境など多方面から多様な働き方を受け入れる社会づくりが必要だ」と指摘している。(石橋茉莉)

人材会社ヒースタイル(東京・新宿)の調査機関、しゅふJOB総研が1月下旬、9855人の主婦に調査したところ、同

配偶者控除は、妻の年収(給与収入)が103万円以下の場合に夫の所得から一律38万円控除できる仕組みだ。妻の年収が一定水準を超えたとた

配偶者控除は、妻の年収(給与収入)が103万円以下の場合に夫の所得から一律38万円控除できる仕組みだ。妻の年収が一定水準を超えたとた

狙いだ。働き方の変化は今のところ鈍い。リクルートジョブズ(東京・中央)によると「これまでより長く働けることを求人の方件に打ち出すような募集は今のところ出ていない」。パート主婦が多い飲食サービス大手は「主婦層の労働時間はこれまでと変わらず、長く働きたいという要望も特に来ない」という。

背景にあるのは税制以外のハードル。まず企業の手当だ。従業員向け配偶者手当の支給基準は税制と釣り合いをとるため妻の年収が103万円以下にしているところが多い。厚生年金や健康保険